

認定契約書

「法人名（契約書宛名用）」（以下、「甲」という）と、公益財団法人 日本適合性認定協会（以下、「乙」という）は、甲又は甲の適合性評価機関が、試験所（以下、断りのない場合は校正機関を含む）、臨床検査室、検査機関、標準物質生産者又は技能試験提供者（認定番号：「認定番号」）としての能力を有し、認定基準を順守し、かつ、認定基準を満たしているとして乙が認定する（以下、「認定」という）決定をしたことに基づき、認定、その維持等の円滑な運用を図ることを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり認定契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（適用）

第1条 本契約は、認定に係る事項の全てに適用する。乙は、本契約に適用する乙の基準・手順・指針・規定、及び通知文書（以下、「乙の規則」という）を、制定、又は改定される度に甲に書面で通知（電子文書による通知、又は、乙のウェブサイトにおいて閲覧可能とされることも含む。以下「書面で通知」という）する。

乙は、通知する時点で有効に適用される乙の規則の全てを、乙のウェブサイト中で「JAB 基準類」として公表する。なお、本契約に適用する乙の規則には、本契約締結後に制定、又は改定される最新版も含まれる。

（誓約書の効力）

第2条 本契約の締結に伴い、本契約締結前に甲から乙に提出された誓約書は将来に向かって効力を失う。ただし、誓約書提出時から本契約締結までの間に生じた未履行の債権債務、履行責務は存続する。

（認定された機関の権利と義務）

第3条 甲は、第1条に定める乙の規則による認定された機関としての権利を有し義務を負うとともに、認定された機関としての組織構成と業務運営を、乙の規則に適合させるほか、認定された機関としての義務を順守する。

（認定審査）

第4条 甲は、乙の規則及び本契約に基づき、乙が必要と認めた場合に実施する全般的又は部分的審査（以下、「認定審査」という）を受け入れ、要請に応じて乙及び乙が指名する者に必要な便宜及び協力を最大限提供する。

2 必要な便宜及び協力には、以下が含まれる。

一 乙から認定を受けている甲の適合性評価サービスを実施する全ての施設への立入り。なお、立入りをを行う日時については甲乙別途協議して定める。

二 認定審査に関係のある文書調査

三 認定審査に関係のある記録の閲覧

四 要員への接触と個人面接

五 認定審査に関係のある情報入手

六 甲による依頼者に対する検査への立会及びその実施に必要な法的に拘束力のある依頼者との取り決め

七 審査計画（審査チーム編成や日程を含む）の早期確定及び受け入れ

3 乙は認定審査を実施する際には十分な期間をもって甲に通知する。ただし、利害関係者からの甲に対する苦情、第9条に定める変更、又は第11条第2項に係る甲の認定の表示、表明等の結果として臨時に行う認定審査において、乙が必要と認める場合には、この予告期間を短縮することができる。

4 本条第1項及び第2項に定める乙が指名する者には、乙の国際的な相互承認維持の為に必要な関係者を含む。

(機密保持)

- 第5条 甲及び乙は、相手方の機密情報（乙が知り得た第12条に定める甲の下請負契約先、及び甲の依頼者の機密情報を含む）を入手した場合には、第三者への漏洩、開示及び不正使用等（目的外使用を含む）の防止を図り、機密情報の守秘義務を負う。漏洩等の不正事実が確認された場合は、第14条の規定の範囲内において、甲、乙相互に損害賠償を請求できる権利を有する。ただし、前述の機密情報について法令により相手の同意なく開示を要求される場合はこの限りではない。
- 2 乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グループ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を相手の認定機関に対して開示する場合は、その相手の認定機関から認定にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた守秘、機密保持の誓約を取らなければならない。
- 3 乙及び第4条に定める乙が指名する者は、乙の規則に基づく守秘義務を負う。

(情報の提供)

- 第6条 甲は、認定の取得、又はその維持、更新、認定範囲拡大に合理的に必要な情報について、乙の要求があれば速やかに情報を提供する。

(情報の公開)

- 第7条 甲は、乙が甲の認定の状況（甲、又は甲の試験所の所在地、認定日、認定の有効期限、認定範囲、認定委員会の判定結果、認定の継続、一時停止、又は取り消し等）及びその具体的理由についての情報を公表することに同意する。

(料金)

- 第8条 甲は、認定審査等の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかわらず、乙が料金規定に定めた甲が負担すべき乙の料金について、乙からの請求に基づき乙の指定する期限内に乙の指定する銀行口座宛に振り込む方法（振込手数料は甲負担）により支払う。一旦支払われた料金は、返還されない。ただし、甲の責に帰すことのできない事由により、認定又はその維持のための審査の手続きが乙により完了しない場合はこの限りではない。
- 2 乙は、前項に定める規定の料金について改定を行った場合には十分な期間をおくとともに、原則として、書面で甲に通知する。

(認定基準の変更)

- 第9条 乙は、乙の規則を変更する場合には、十分な期間をおくとともに、原則として甲に対し書面による適切な予告を行う。
- 2 乙が乙の規則の変更を実施し公表したことにより、甲が自らのマネジメントシステムに対して行った必要な対応に関して、乙が必要と認めた場合は、乙が合理的と考える期間内に、甲は乙の検証（認定審査を含む）を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲の検証の実施を通知する。

(変更の通知)

- 第10条 甲は、乙の規則において乙に通知の必要な事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく所定の書面により乙に届けなければならない。
- 2 甲は、乙から認定された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき（例えば、所有者、重要な要員、又は施設の変更など）、又は利害関係者からの甲に対する苦情若しくはそのほかの情報の分析結果から、乙の規則の要求事項に適合していない、若しくは適合していないおそれがあるときで、乙が前項に基づく甲からの通知の内容を乙の規則に照らして、その必要があると判断した場合は、甲は乙からの通知に基づき、乙による臨時の認定審査を受けなければならない。

(認定の表示)

- 第11条 甲は、一時停止期間を除く認定有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けた認定シンボルを使用できる。その使用にあたっては、乙の規則に定められている使用条件を順守する。
- 2 甲は、認定文書、認定シンボル、通知書、及び報告書等の全部又は一部の使用につき、適合性評価制度の社会的評価を損なう、又は第三者の誤解を招く、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明、又は認定の事実の利用を行ってはならない。
 - 3 甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張できる。

(下請負)

- 第12条 甲は、乙に認定された範囲内の業務の一部を下請負させる場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の下請負契約先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該下請負先に対して乙の調査を受け入れさせるとともに、その事前了解を取得する。

(異議申立て及び苦情)

- 第13条 甲は、乙に認定された範囲内の業務における甲に対する全ての異議申立て、利害関係者からの苦情、及びそれらに対してとられた是正処置を記録し、乙の要請に応じ、又は、重要であると甲が判断したものについては、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。
- 2 甲及び乙は、乙に認定された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。
 - 3 甲は乙の規則に従い、乙に対し異議を申し立てる、又は苦情を申し出ることができる。

(損害に対する責任)

- 第14条 甲、及び乙は、本契約期間中に生じた損失、損害、又はその付随的支出について、相手方のいかなる組織、又は個人に対しても、責任を問わない。ただし、当該損失、損害又はその付随的支出が相手方の過失又は故意によるものである場合は、この限りではない。

(契約の有効期間と終了・解除)

- 第15条 本契約は、本契約の締結日から一時停止期間中を含む乙による甲の認定が維持される期間について有効である。また、甲の申請に基づき認定の更新審査が行われる場合は、審査の結果、乙により認定の更新が取り消されない限り、本契約は引き続き有効とされる。乙により認定が取り消された場合は、本契約は終了する。本契約書に基づく認定契約の締結後、旧版で締結された認定契約は無効となる。また、契約内容の見直し等のため新しい契約書に基づき契約を再締結した場合、特別な取り決めがない限り、本契約は無効となる。
- 2 甲は、90営業日前に理由と終了日を明記し、内容証明郵便等、送付及び受領確認ができる手段をもって乙に通知することによって、本契約を終了できる。その場合、認定も終了する。
 - 3 甲、及び乙は、相手方による本契約に対する違反、及び不履行が判明した時は、原則として90営業日を猶予期間とすることを含め書面により是正要請の通知をする。相手方が猶予期間内に違反、及び不履行については是正がなされない場合は、甲、及び乙は、本契約を終了することができる。その場合、認定も終了する。ただし、乙は、甲による本契約に対する違反、及び不履行によって、重大なる損害を被ったとき又は被るおそれがあるときは、猶予期間を短縮することができる。
 - 4 甲、及び乙は、相手方に、破産、民事再生手続、会社更生、特別清算、及びその他類似の手続き開始の申立の事実が生じ、適合性評価機関としての活動ができないことが明らかになったときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。甲において本項に該当する事態が生じたときは、認定は終了する。乙において本項に該当する事態が生じたときは、適切な措置がとられるまで認定は効力を有する。
 - 5 甲は、乙による認定の取り消し、終了の通知の受領後30営業日以内であれば、第13条第3項により、異議の申立てができる。また、異議申し立ての結論が出る迄の間、乙の規則の適用を受けることができる。

(反社条項)

第16条 乙は、甲又は甲の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
 - 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - 三 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - 六 自ら又は第三者を利用して、乙又は乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- 2 乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約終了後の責務)

第17条 第5条第1項、第8条第1項及び本条の規定は、契約の終了後においても有効に存続する。また、本契約が終了した時点で、本契約の有効期間内に発生した債権債務、履行責務で未履行のものが有る場合、本契約のうち該当する部分については、履行完了まで有効とする。

(管轄と準拠法)

第18条 本契約は、日本国の法律に従って解釈される。本契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、日本語版が正規の契約書としての位置づけをもつ。必要な場合、乙は、参考として英文版を作成し、甲は、必要な場合、その同等性を確認の上、本契約を締結するが、これら2つの言語間で内容又は解釈の不一致が提起された場合、日本語版が優先する。

(協議)

第19条 本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項等が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々記名捺印の上、各一通を保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都港区芝四丁目2番3号
公益財団法人 日本適合性認定協会

理事長 飯塚悦功 印